

2025年版



# 全地連

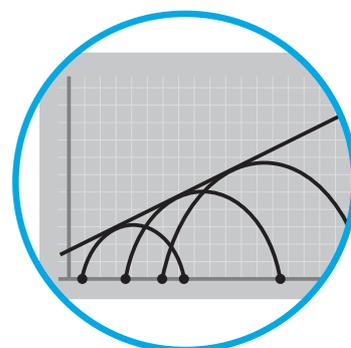
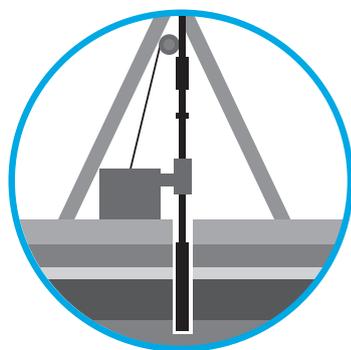
## 地質コンサルタント総合かし賠償補償制度

(建設コンサルタント賠償責任保険)

〈地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務〉

発注者に引き渡した成果物に起因する「賠償リスク」に対応!

土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務も対象業務となります!!



申込締切日

新規

2025年1月24日(金)

継続

2024年12月16日(月)

保険期間

2025年3月1日～  
2026年3月1日の1年間



一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

# はじめに

平素より、連合会業務につきましては、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

当連合会におきましては、会員企業の抱えるリスクの軽減と業界の自立化を目指し、業務の結果に伴う賠償責任について研究を行い、1998年、損害保険会社の協力により、地質調査業務、土木設計業務の成果物のかしによって生じた賠償事故を対象とする「建設コンサルタント賠償責任保険」を開発し、会員企業にご提供してまいりました。

また、近年では、測量業務、補償コンサルタント業務も対象に加え、「地質コンサルタント総合かし賠償補償制度」として、補償の充実を図ってまいりました。

昨今、業務のかしによる損害賠償額は極めて巨額になることが多く、経営リスクの回避策として、多くの会員企業の皆さまにご採用いただいております。

何卒、企業の安全確保、安定経営のため本制度の活用をご検討賜りますとともに、併せて業界の業務品質の向上を目指したくお願い申し上げます。

2024年11月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

## 目次

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の特長	2
地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の概要	4
加入タイプ・保険料	9
お申込方法	15
万一事故が発生したら	17
ご加入にあたっての留意事項	21
重要事項のご説明	22

本制度の「約款」と「事故受付票」は代理店・扱者である株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページに記載していますので、併せてご確認ください。

# 地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の特長

当制度は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会を保険契約者とし、その加入会員企業を被保険者(保険契約により補償を受けられる方)とする団体保険です。

**1** 当制度は経営リスクの回避策です!  
地盤の評価誤りや設計条件の誤り、軟弱地盤の見落とし、発注者との打ち合わせ不足等を原因とした成果物に起因した**巨額の賠償請求訴訟**から会員企業の皆さまをお守りします。

**2** 地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務の成果物のかし(欠陥)によって生じた賠償事故を補償!

	現場調査・工事に係る賠償責任	報告書・設計書のかしに係る賠償責任
第三者賠償補償制度	○	×
地質コンサルタント総合かし賠償補償制度	×	○

**3** 年間包括契約のため、業務ごとの保険手配が不要!  
スケールメリットを生かした、個別にご契約いただくよりも割安な保険料で補償をご提供!

**4** オプション追加により、成果物引き渡し後の有害物質の拡大による損害もカバー!  
(下記「環境汚染補償特約」をご参照ください。)

**5** 保険料は全額損金処理ができます。(2024年11月現在)

## 「環境汚染補償特約」により補償を拡大! (オプションで加入)

この特約は、基本契約では補償の対象外(免責)となっている以下の損害を追加補償します!  
被保険者の調査業務に関し、発注者に引き渡された成果物に起因して、業務対象となった土壌から汚染物質が徐々に拡散(排出、浸潤、流出、もしくは溢(いっ)出)したことにより、第三者の土地、工作物が汚染された場合や、河川や湖沼を汚染し漁業権または水利権を侵害した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

### 1 請求・保険期間中支払限度額

環境汚染補償特約の支払限度額は「基本加入タイプの1 請求・保険期間中支払限度額」に応じた下表の通りとなります。

基本加入タイプの1 請求・保険期間中支払限度額	特約部分の1 請求・保険期間中支払限度額
3,000万円の場合	1,500万円
5,000万円の場合	2,500万円
1億円以上の場合	5,000万円

(注)基本契約の加入タイプに免責金額の設定がある場合は、特約についても基本契約に適用されている免責金額と同一の免責金額が適用されます。また、基本契約で縮小支払割合の設定がある場合は、特約についても基本契約に適用されている縮小支払割合と同一の縮小支払割合が適用されます。

### 保険料

特約保険料は地質調査業務料率の「5%割増」となります。

## ひとたび発生すると賠償額は巨額です!

### ■本制度における保険金支払事例

業務の種類	事故の概要	損害賠償請求額
		保険金認定額
地質調査	<p>プレキャストボックス施工に伴う地質調査を実施。施工から約3か月経過後、ボックスの沈下およびコンクリートの一部亀裂を確認。原因確認のため地質調査を実施したところ、事前調査では未確認だった軟弱地盤を確認。</p> <p>沈下防止に向けての基礎工事などを実施し、その費用約3,600万円の損害賠償請求を受けた。</p>	約3,600万円
		約1,000万円
地質調査 ／設計	<p>樋門設計において、地質調査による腐植土の評価の誤りとともに、強度の単位などの記載誤りのため、樋門竣工後に函体が沈下した。</p> <p>沈下により損傷した樋門・函体の補償に要した工事費用約1億2,000万円などの損害賠償請求を受けた。</p>	約1億2,000万円
		約9,100万円
地質調査 ／設計	<p>調査・設計報告書をもとに岸壁を施工した結果、岸壁に変位が生じた。原因調査をしたところ、土質断面の推定評価と実際の強度に大きな乖離があり、岸壁基礎地盤にすべりが発生したことが判明。調査・設計を担当した業者は、修復工事費用約1,600万円の賠償請求を受けた。</p>	約1,600万円
		約1,240万円
設計	<p>わん曲した陸橋の施工中、施工会社より、内側部・外側部の強度計算に誤りがあることが指摘された。設計の際、陸橋が曲線であることおよび地震時の上下動による強度の検討がなされていなかったことが判明。</p> <p>そのため、橋脚2か所でPCアンカー鋼棒の追加設置および支承寸法の拡大に要する追加工事費用の損害賠償請求を受けた。</p>	—
		約7,742万円
設計	<p>水道施設の設計報告書の検査時、設計計算書と設計図面に差異を発見。詳細調査の結果、配筋図や構造計算書に不適合箇所が認められた。施工中の水道施設は補強工事が必要となり、約7,000万円の損害賠償請求を受けた。</p>	約7,000万円
		約5,420万円
設計	<p>橋梁の施工中に、その設計計算の誤りを発見。橋梁の補強工事が必要となった。</p> <p>設計業者は、発注者から補強工事費用の損害賠償請求を受け、約5,400万円を支払うことで和解した。</p>	約5,400万円 (和解額)
		約4,950万円

# 地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の概要

当連合会の会員企業が日本国内で行った地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務に関し、業務の発注者に引き渡した調査報告書、設計図等の成果物に起因して、業務の発注者（国、地方公共団体、民間発注者等）または第三者（例えば通行人、施工業者従業員等）から保険期間中に損害賠償請求を受けた場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

	対象となる業務	対象となる成果物
	地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務はもれなくご加入ください。 <b>（一部業務を除くことはできません。）</b>	この保険で対象となる調査報告書、設計図等の成果物とは次のものをいいます。
地質調査業務	地質または土質に関する資料等の提供およびこれに付随する業務。建築物の施工のために実施する地質調査、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務も含まれます。 <sup>(注)</sup> (注)「地質調査業者登録規程」に基づき、国土交通省に登録されている地質調査業者が行った業務に限ります。	被保険者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書等 * 次のものは対象となりません。 ・ 日本国外で行われる地質調査にかかる書面
土木設計業務	土木工事の設計もしくは監理または土木工事および構造物の維持管理に関する調査・企画・立案もしくは助言を行う業務 <sup>(注)</sup> (注)「建設コンサルタント登録規程」に基づき、国土交通省に登録されている建設コンサルタント業者が行った業務に限ります。 なお、土木構造物と従属関係にある付属建物および従属しない建築物の設計業務は対象となりません。	被保険者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計図、調査報告書またはその他の書面 * 次のものは対象となりません。 ・ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の設計にかかる書面 ・ 日本国外で施工される土木工事にかかる書面 ・ 地質もしくは土質にかかる調査報告書 ・ 指定仮設備（設計図書の前記または監督職員の指示により成果物に基づき施工される仮設備）以外の仮設備にかかる書面
測量業務	次の①～④のいずれかに該当する単独で受託した測量業務 ①基本測量（測量法第4条） ②公共測量（同法第5条） ③基本測量および公共測量以外の測量（同法第6条） ④局地的測量または高度の精度を必要としない測量（同法施行令第1条） (注)地質調査業務または土木設計の一部として行った測量業務（単独でない）の場合は、地質調査業務または土木設計業務として扱います。	被保険者と発注者との契約の目的となった測量成果または測量記録 * 次のものは対象となりません。 ・ 日本国外で行われる測量業務にかかる書面
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（建設省告示第千三百四十一号）第二条に規定する補償業務およびこれに付随する業務 <sup>(注)</sup> (注)「補償コンサルタント登録規程」に基づき、国土交通省に登録されている補償コンサルタント業者が行った業務に限ります。	被保険者と発注者との契約の目的となった説明業務にかかる資料 <sup>(注)</sup> 、相談業務にかかる資料 <sup>(注)</sup> 、調査報告書もしくはその他の書面等。 (注)データを含みます。 * 次のものは対象となりません。 ・ 日本国外で行われる補償コンサルタント業務にかかる書面

## ■年間包括方式とは

この保険は、被保険者が行う地質調査・土木設計・測量業務・補償コンサルタント業務を包括的に対象としますので、業務ごとに保険を手配する必要はありません。  
したがって、特定の業務のみを対象とする、あるいは一部の業務を除外する等の契約はできません。

## ■保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行した地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務に関し、発注者に引き渡した調査報告書・設計図・測量成果等の成果物に起因して、次のいずれかに該当する場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 第三者（発注者を除きます）の身体の障害または財物の損壊<sup>(注)</sup>に関し、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合。
- ② 書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより、発注者等より被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合。

(注) 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。

### 保険金をお支払いする主な対象事例

① 地質調査業務	発注者に対する賠償責任	地質調査成果物のかし(欠陥)により ・施工のやり直し等、余分に負担した施工費用 ・設計のやり直し等、余分に負担した設計費用
	第三者に対する賠償責任 <sup>※1</sup>	地質調査成果物のかし(欠陥)により ・土木構造物等が崩壊または崩落し、第三者が死亡または負傷した ・土木構造物等が崩壊または崩落し、隣接する第三者所有の建物が損壊
② 土木設計業務	発注者に対する賠償責任	成果物(設計)のかし(欠陥)により ・施工中または完成後の構造物の補修が必要となった場合の施工費用 ・土木構造物の強度が不足し、補強工事等が必要になった場合の追加工事に関する設計費用
	第三者に対する賠償責任	成果物(設計)のかし(欠陥)により ・施工中および完成後に強度不足となった土木構造物が壊れ通行中の第三者が負傷または死亡した ・施工中の土木構造物が倒壊または崩壊し、作業中の建設業者従業員が負傷または死亡した ・施工中および完成後に土木構造物が倒壊または崩壊し隣接する第三者が所有する建物が損傷した
③ 測量業務 <sup>※2</sup>	発注者に対する賠償責任	測量のかし(欠陥)により ・土木構造物の施工開始後の構造物の補修が必要となった場合の施工費用
	第三者に対する賠償責任	測量のかし(欠陥)により ・施工中および完成後に強度不足となった土木構造物が壊れ通行中の第三者が負傷または死亡した ・施工中および完成後に強度不足となった土木構造物が倒壊または崩壊し隣接する第三者が所有する建物が損傷した
④ 補償コンサルタント業務	発注者に対する賠償責任	補償コンサルタント成果物のかし(欠陥)による ・補償対象物のやり直し等、余分に負担した施工費用
	第三者に対する賠償責任	補償コンサルタント成果物のかし(欠陥)による ・第三者の負傷や建物の損壊

※1 この保険では、地質調査成果物のかし(欠陥)により、第三者(発注者は除きます。)の身体あるいは財物に損害を与えた場合に対象となり、地質調査の現場作業中の第三者への損害賠償は対象となりません。地質調査の現場作業中の第三者への損害賠償については「**第三者賠償補償制度**」をご利用ください。

※2 単独で受託した測量業務とし、地質調査または土木設計業務の一部として行った測量業務の場合は、地質調査業務または土木設計業務の対象となります。

## ■お支払いの対象となる損害

この保険では、次の表に記載された損害に対して保険金をお支払いします。

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④および⑥の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額に加入者証記載の縮小支払割合を乗じて得られた金額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

### ■「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

#### 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

### ■保険金の計算方法

地質調査・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務の責任を問われた場合は、次の算式によって支払保険金を計算します。ただし、契約の際に設定する1請求・保険期間中支払限度額が上限となります。

#### ●1請求

損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。

#### ●1請求・保険期間中支払限度額

1請求についてお支払いする保険金の限度額および保険期間1年間を通じてお支払いする保険金の限度額です。

$$\text{お支払保険金} = \left\{ \left( \begin{array}{c} \text{損害賠償金} + \\ \text{権利保全行使費用} \\ \text{損害防止費用} \\ \text{緊急措置費用} \\ \text{争訟費用} \end{array} \right) - \text{免責金額} \right\} \times \text{縮小支払割合}^{(\text{注1})} + \text{協力費用}^{(\text{注2})}$$

(注1) 縮小支払割合は90%とします。ただし、継続契約で割引(12ページをご参照ください。)が上限の-25%に達した場合は、縮小支払割合を設定しない(100%)ことも選択いただけます。(この場合は、縮小支払割合を設定しない場合の調整率を使用します。)

(注2) 協力費用については、支払限度額の適用はありません。

## ■ 保険期間と保険金をお支払いする損害の関係

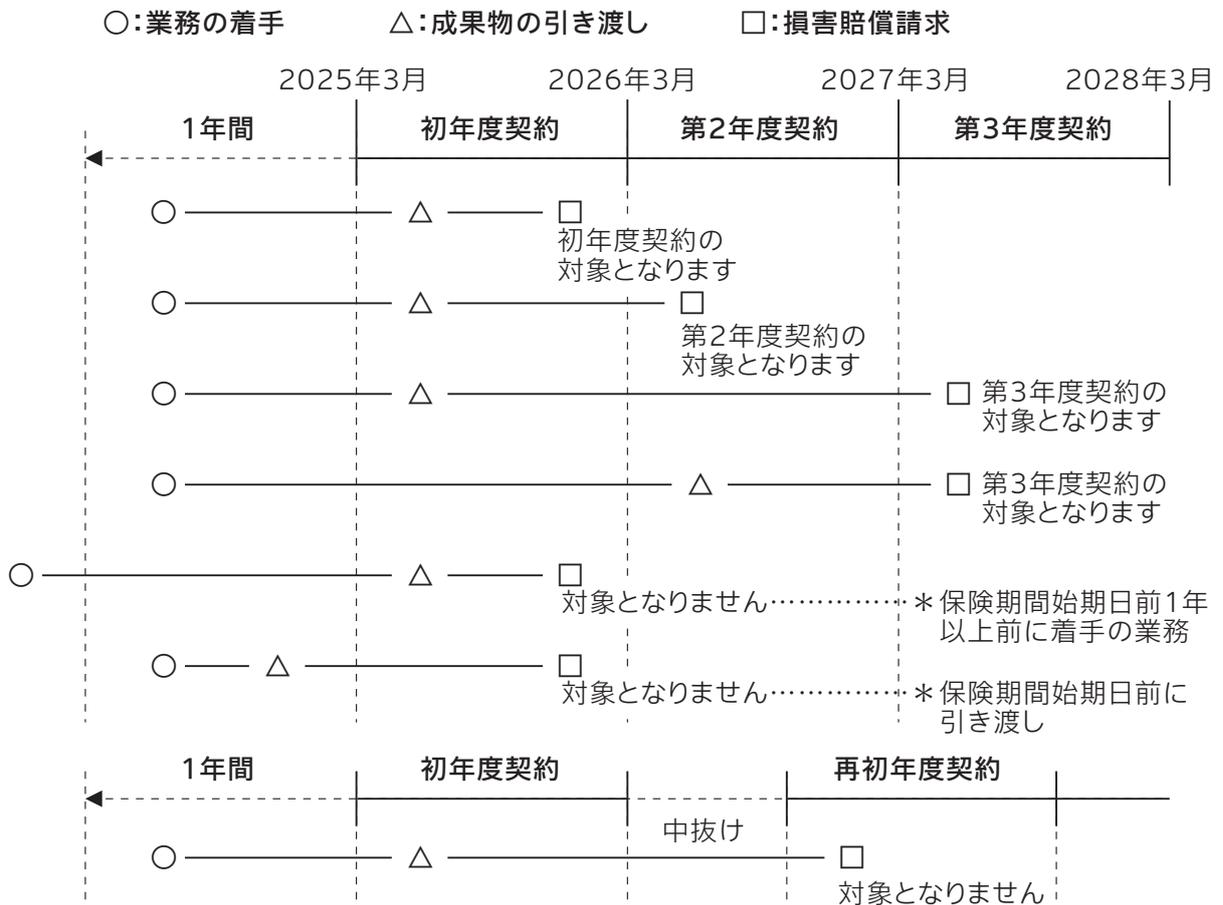
賠償請求を受けた時点で加入している保険契約の条件によって支払われます。

**保険期間 2025年3月1日（午後4時）から1年間**

### 2025年3月1日に新規でご加入の場合

保険の対象となる業務は、最初の保険契約の保険期間開始日前1年以内に着手し、保険期間中（継続契約を含む）に成果物が引渡される業務（2024年3月1日以降に着手し、かつ2025年3月1日以降に業務の委託者に成果物を引渡すことになっている業務）です。

なお、次年度以降引き続きご加入いただきますと、初年度契約で保険の対象となった業務についても、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合には、保険金のお支払いの対象となります。



## ■保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
  - ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ③ 被保険者が業務を行う施設もしくは設備、または航空機、昇降機、自動車、船舶または車両の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
  - ④ 被保険者、その使用人または業務の補助者の犯罪行為または被保険者が他人に損失を与えるべきことを予見しながら行った行為によって生じた損害賠償責任
  - ⑤ 騒音、振動またはじんあいによって生じた損害賠償責任
  - ⑥ 環境に与えた損失に起因する損害賠償責任  
→「環境汚染補償特約」をセットすることにより、一部を補償することが可能です。
  - ⑦ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償責任
  - ⑧ **業務の成果物の修補、改善または再作製に要する費用<sup>(注)</sup>にかかる損害賠償責任**  
(注) 書面により提示された業務の条件を充足した成果物を引き渡すために本来必要であった業務にかかわる費用をいいます。
  - ⑨ **業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任**
  - ⑩ 単独で受託した測量業務について、履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任、業務の結果自体の不具合の改善・補修等に対する損害賠償責任 等
- (2) 成果物に基づき建造された構造物(以下「構造物」といいます。)について次のいずれかに該当する事由によって生じた損壊等<sup>(注)</sup>に起因して被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震、噴火もしくはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) (2)に規定する事由によって生じた構造物の損壊等<sup>(注)</sup>が拡大したことによって被保険者が被る損害および発生原因がいかなる場合でも構造物の損壊等<sup>(注)</sup>がこれらの事由によって拡大したことによって被保険者が被る損害およびこれらの事由がなければ発見されなかった構造物の損壊等<sup>(注)</sup>に起因して被保険者が被る損害についても保険金を支払いません。  
(注) 滅失、破損、汚損または欠陥をいいます。
- (4) 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

# 加入タイプ・保険料

## ■加入タイプ名

1請求・保険期間中支払限度額		3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
1請求 あたり 免責金額	なし	A0	B0	C0	D0
	50万円	W0	X0	Y0	Z0
	100万円	W1	X1	Y1	Z1
	300万円	W3	X3	Y3	Z3
	500万円	W5	X5	Y5	Z5

## ■保険料計算方法

払い込んでいただく保険料は、**加入タイプ**と**業務別**（地質調査、土木設計、測量、補償コンサルタント業務）の**売上高**によって算出されます。

$$\text{年間適用保険料} = \text{修正売上高} \times \text{適用料率} \times \text{加入タイプ別係数} \\ \times \text{団体割引・縮小支払割合等調整率} \times \text{事故割増引率}^{(注)}$$

(継続の場合)

\*年間適用保険料は円位を四捨五入し10円単位にします。

(注)事故割増引率については、12ページ以降をご参照ください。

(注)保険料の計算は、(1)地質調査・土木設計と(2)測量と(3)補償コンサルタント業務とで別に算出します。

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値（売上高）」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。
- 新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただきます。

## ■修正売上高

地質調査業務と土木設計業務および単独で受託した測量業務、補償コンサルタント業務各々の業務会計の売上高を申告いただき、その額に応じて保険料計算上の修正を行います。(修正売上高は地質調査業務・土木設計業務の合計と、単独で受託した測量業務、補償コンサルタント業務別に計算します。)

### 修正する手順

#### (1)業務別売上高の申告

直近の決算期におけるそれぞれの年間売上高(百万円単位)をご申告いただきます。

##### 〈売上高申告の基準〉

**地質調査業務**：地質調査業者登録規程の現況報告書の完成調査収入ならびに建設コンサルタント登録規程の現況報告書の地質調査業務(「土質及び基礎」部門と「地質」部門など)の売上高を基準に地質調査の売上高を申告いただきます。なお、地質調査の売上高には、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の売上高を含みます。

**土木設計業務**：建設コンサルタント登録規程で定められた登録部門について、現況報告書で報告した売上高を申告いただきます。

$$\begin{array}{ccc} \text{地質調査業務} & & \text{土木設計業務} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{百万円} & + & \boxed{\phantom{000000}} \text{百万円} = \boxed{A} \text{百万円} \\ & & \text{土木設計業務の年間売上高対象業務がない場合はゼロ} \end{array}$$

地質調査業務と土木設計業務の売上高  
両業務の合計額

**測量業務**：単独で受託した測量業務の売上高を申告してください。国土交通省に提出した直近の測量業務現況報告書の売上高を基準に売上高を申告いただきます。

$$\boxed{A} \text{百万円}$$

測量業務の売上高

**補償コンサルタント業務**：補償コンサルタント登録規程で定められた現況報告書で報告した売上高を申告いただきます。

$$\boxed{A} \text{百万円}$$

補償コンサルタント業務の売上高

#### (2)修正売上高の算出

上記で求められた地質調査業務と土木設計業務の売上高A、および測量業務・補償コンサルタント業務の売上高A別に、修正を加え修正売上高を算出します。

##### 修正売上高算出方法

売上高の範囲	算出式	売上高の範囲	算出式
A ≤ 10百万円	1.00 A	1,000百万円 < A ≤ 3,000百万円	0.0900 A + 149.25
10百万円 < A ≤ 25百万円	0.65 A + 3.50	3,000百万円 < A ≤ 8,000百万円	0.0450 A + 284.25
25百万円 < A ≤ 100百万円	0.42 A + 9.25	8,000百万円 < A ≤ 20,000百万円	0.0210 A + 476.25
100百万円 < A ≤ 200百万円	0.38 A + 13.25	20,000百万円 < A ≤ 50,000百万円	0.0140 A + 616.25
200百万円 < A ≤ 500百万円	0.25 A + 39.25	50,000百万円 < A	0.0065 A + 991.25
500百万円 < A ≤ 1,000百万円	0.15 A + 89.25		

A：10万円単位四捨五入100万円単位

## ■適用料率

対象となる業務ごとに業務別適用料率を算出し、合算したものが適用料率となります。

### 算出する手順

#### (1)業務別適用料率の算出(地質調査業務・土木設計業務)

$$\begin{array}{ccc} \text{地質調査業務の年間売上高} & & \text{地質調査業務と土木設計業務の売上高} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{百万円} & \times \frac{4,900}{5,150} \div & \boxed{A} \text{百万円} = \boxed{\textcircled{1}} \text{円} \\ \text{修正前} & & \text{修正前} \\ \text{(注)環境汚染補償特約を付帯する場合} & & \text{円位四捨五入10円単位} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccc} \text{土木設計業務の年間売上高} & & \text{地質調査業務と土木設計業務の売上高} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{百万円} & \times \frac{11,100}{5,150} \div & \boxed{A} \text{百万円} = \boxed{\textcircled{2}} \text{円} \\ \text{修正前} & & \text{修正前} \\ & & \text{円位四捨五入10円単位} \end{array}$$

#### (2)適用料率の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{地質調査業務適用料率} & & \text{土木設計業務適用料率} & & \text{地質調査業務・土木設計業務適用料率} \\ \boxed{\textcircled{1}} \text{円} & + & \boxed{\textcircled{2}} \text{円} & = & \boxed{\textcircled{3}} \text{円} \\ & & \text{測量業務適用料率} & & \text{補償コンサルタント業務適用料率} \\ & & \boxed{1,500} \text{円} & & \boxed{3,500} \text{円} \end{array}$$

## ■加入タイプ別係数

お申込みの1請求・保険期間中支払限度額と1請求あたりの免責金額にしたがって加入タイプを下表より選択いただきます。表中の数値が加入タイプ別係数です。

1請求・保険期間中支払限度額		3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
1請求 あたり 免責金額	なし	3.92 (A0)	2.52 (B0)	1.91 (C0)	1.55 (D0)
	50万円	3.77 (W0)	2.37 (X0)	1.76 (Y0)	1.40 (Z0)
	100万円	3.64 (W1)	2.24 (X1)	1.63 (Y1)	1.27 (Z1)
	300万円	3.41 (W3)	2.01 (X3)	1.40 (Y3)	1.04 (Z3)
	500万円	3.27 (W5)	1.87 (X5)	1.26 (Y5)	0.90 (Z5)

(注1) ( )内の記号は加入タイプの名称です。

(注2) 1請求・保険期間中支払限度額とは、1請求についてお支払いする保険金の限度額および保険期間1年間を通じてお支払いする保険金の限度額です。

(注3) 免責金額とは、被保険者自身が負担する1請求あたりの金額です。

(注4) 1請求・保険期間中支払限度額は1,000万円以上3億円以内の金額の範囲内で設定いただきます。

(注5) 1請求とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。

\*上表以外の金額を希望する場合の係数につきましては、代理店・扱者までご照会ください。

## ■団体割引・縮小支払割合等調整率

新規加入または事故割増引率が25%割引に達していない場合	0.5888	or	事故割増引率が25%割引に達している場合	縮小支払割合 90%	0.5888
				縮小支払割合 100%	0.64

※縮小支払割合は90%となります。

※縮小支払割合90%・100%のいずれかをご選択いただけます。

## ■事故割増引率

### (1)無事故の場合

1年間無事故の場合	翌年度保険料の割引率が10%進行します (例:現在の割引率1.00→翌年度の割引率0.9)
最大割引率	25%(=事故割増引率0.75)

無事故の考え方

新規加入	本保険制度の始期日、3月1日からの保険期間である1年間に支払保険金および支払予定の保険金がゼロである	<b>【例】2025年3月1日より新規でご加入の場合</b> <table border="1"> <tr> <td>2025.3.1 新規ご加入 事故割増引率 1.00</td> <td>2026.3.1 継続 事故割増引率 0.90</td> </tr> </table> <p>← 1年間無事故 →</p>	2025.3.1 新規ご加入 事故割増引率 1.00	2026.3.1 継続 事故割増引率 0.90		
2025.3.1 新規ご加入 事故割増引率 1.00	2026.3.1 継続 事故割増引率 0.90					
継続	前年(保険始期直近)の10月末から過去1年間において、支払保険金および支払予定の保険金がゼロである	<b>【例】継続の場合(前年の事故割増引率0.90の場合)</b> <table border="1"> <tr> <td>前年2024.3.1 継続 事故割増引率 0.90</td> <td>2025.3.1 継続 事故割増引率 0.80</td> </tr> </table> <p>↑前年10月末から過去1年間無事故</p> <b>【例】継続の場合(前年の事故割増引率0.80の場合)</b> <table border="1"> <tr> <td>前年2024.3.1 継続 事故割増引率 0.80</td> <td>2025.3.1 継続 事故割増引率 0.75</td> </tr> </table> <p>↑前年10月末から過去1年間無事故</p>	前年2024.3.1 継続 事故割増引率 0.90	2025.3.1 継続 事故割増引率 0.80	前年2024.3.1 継続 事故割増引率 0.80	2025.3.1 継続 事故割増引率 0.75
前年2024.3.1 継続 事故割増引率 0.90	2025.3.1 継続 事故割増引率 0.80					
前年2024.3.1 継続 事故割増引率 0.80	2025.3.1 継続 事故割増引率 0.75					
中途加入	翌保険年度末まで支払保険金および支払予定の保険金がゼロである	<b>【例】中途加入の場合</b> 2025年6月1日より中途加入 <table border="1"> <tr> <td>2025.6.1 中途加入 事故割増引率 1.00</td> <td>2026.3.1 継続 事故割増引率 1.00</td> <td>2027.3.1 継続 事故割増引率 0.90</td> </tr> </table> <p>← 中途加入期間 → ← 1年間 → ともに無事故</p>	2025.6.1 中途加入 事故割増引率 1.00	2026.3.1 継続 事故割増引率 1.00	2027.3.1 継続 事故割増引率 0.90	
2025.6.1 中途加入 事故割増引率 1.00	2026.3.1 継続 事故割増引率 1.00	2027.3.1 継続 事故割増引率 0.90				

## (2) 保険金のお支払いがあった場合

保険金のお支払いがあった場合、過去3年間の保険金の支払金額に応じて翌年から下記①のご加入条件が適用されます。

なお、過去3年間の保険金の支払金額が1,000万円以上の場合は下記②の免責金額・縮小支払割合が併せて適用されます。

### ① 翌年度以降の事故割増引率

過去3年間の 保険金の 支払額 <sup>(注1)</sup>	直近の事故 割増引率	翌年度の 事故割増引率	その後、前年無事故の場合の割増引率 <sup>(注2)</sup>			
			2年目	3年目	4年目	5年目
1,000万円未満	1.00以上	1.30	前年	前年	前年	前年
	1.00未満	直近割増引率+0.30	▲0.10	▲0.10	▲0.10	▲0.10
1,000万円以上 2,000万円未満	1.00以上	1.50	前年	前年	前年	前年
	1.00未満	直近割増引率+0.50	▲0.10	▲0.10	▲0.30	▲0.10
2,000万円以上 5,000万円未満	1.00以上	1.70	前年	前年	前年	前年
	1.00未満	直近割増引率+0.70	▲0.10	▲0.10	▲0.50	▲0.10
5,000万円以上	1.00以上	2.00	前年	前年	前年	前年
	1.00未満	直近割増引率+1.00	▲0.20	▲0.20	▲0.20	▲0.40
団体制度全体の 運営に著しく影 響がある場合	保険金の支払額、事故発生頻度等を勘案し、個別に設定します。 2.00を超える割増引率、免責金額・縮小支払割合の変更等が適用されます。					

(注1) 2024年10月末から過去3年間に お支払いすることが確定した金額をいいます。

(注2) 最大割増引率は25%(事故割増引率0.75)となります。

例1) 現在、割増引率0.75が適用されていて、保険金500万円のお支払いがあった場合、翌年度の割増引率は1.05です。

例2) さらに翌年度、保険金1,000万円のお支払いがあった場合(合計保険金1,500万円)、翌々年度の割増引率は1.50です。(直近の割増引率は1.00以上に該当)

### ② 過去3年間に1,000万円以上の保険金のお支払いがあった場合の翌年度以降の免責金額・縮小支払割合

過去3年間に1,000万円以上の保険金のお支払いがあった場合、その後3年間は、次の免責金額・縮小支払割合を適用します。(1,000万円未満の場合は、変更はありません。)

免責金額	1,000万円または支払限度額×10%のいずれか低い額
縮小支払割合	前年契約の縮小支払割合を10%追加

(例)

現在の契約内容		翌年の契約内容	
支払限度額	5,000万円	支払限度額	5,000万円
免責金額	100万円	免責金額	500万円
縮小支払割合	90%	縮小支払割合	80%

(以降、3年間適用されます)

## ■保険料計算例

加入タイプ：(X1)タイプ（1請求・保険期間中支払限度額 1億円 免責金額 100万円 縮小支払割合 90%）

新規ご加入 環境汚染補償特約セット（特約部分の1請求・保険期間中支払限度額 5,000万円）

年間売上高：○地質調査業務売上高 180百万円

（直近決算期）○土木設計業務売上高 100百万円（地質調査委業務・土木設計業務の合計売上高

280百万円）

○測量業務(単独)売上高 25百万円

○補償コンサルタント業務売上高 15百万円

### ●修正売上高

地質調査・土木設計  $0.25 \times 280 \text{百万円} + 39.25 = 109.25 \rightarrow$  **109百万円**

(十万円位四捨五入 百万単位)

測量(単独)  $0.65 \times 25 \text{百万円} + 3.50 = 19.75 \rightarrow$  **20百万円** (十万円位四捨五入 百万単位)

補償コンサルタント  $0.65 \times 15 \text{百万円} + 3.50 = 13.25 \rightarrow$  **13百万円** (十万円位四捨五入 百万単位)

### ●適用料率

○地質調査業務適用料率  $180 \text{百万円} \times 5,150 \div 280 \text{百万円} = 3,310$  (円位四捨五入 10円単位)

○土木設計業務適用料率  $100 \text{百万円} \times 11,100 \div 280 \text{百万円} = 3,960$  (円位四捨五入 10円単位)

合計 **7,270**

○測量 1,500 (円位四捨五入 10円単位)

○補償コンサルタント 3,500 (円位四捨五入 10円単位)

### ●加入タイプ別係数 **2.24**

### ●団体割引・縮小支払割合等調整率 **0.5888**

### ●年間適用保険料

地質調査・土木設計  $109 \text{百万} \times 7,270 \times 2.24 \times 0.5888 =$  **1,045,150円**

(円位四捨五入 10円単位)

測量(単独)  $20 \text{百万} \times 1,500 \times 2.24 \times 0.5888 =$  **39,570円**

(円位四捨五入 10円単位)

補償コンサルタント  $13 \text{百万} \times 3,500 \times 2.24 \times 0.5888 =$  **60,010円**

(円位四捨五入 10円単位)

合計 **1,144,730円**

### ●分割払い保険料(月払い)

地質調査・土木設計  $109 \text{百万} \times 7,270 \times 2.24 \times 0.5888 \times \frac{1}{12} =$  **87,100円**

(円位四捨五入 10円単位)

測量(単独)  $20 \text{百万} \times 1,500 \times 2.24 \times 0.5888 \times \frac{1}{12} =$  **3,300円**

(円位四捨五入 10円単位)

補償コンサルタント  $13 \text{百万} \times 3,500 \times 2.24 \times 0.5888 \times \frac{1}{12} =$  **5,000円**

(円位四捨五入 10円単位)

合計 **95,400円**

## 地質コンサルタント総合かし賠償補償制度保険料の目安

※事故割増引は適用されておりません

### 加入タイプ名

1 請求・保険期間中支払限度額		3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
1 請求あたり 免責金額	なし	A0	B0	C0	D0
	50万円	W0	X0	Y0	Z0
	100万円	W1	X1	Y1	Z1
	300万円	W3	X3	Y3	Z3
	500万円	W5	X5	Y5	Z5

### 1. 地質調査業務（単位：万円）

修正前 売上高	タイプ																			
	A0	B0	C0	D0	W0	W1	W3	W5	X0	X1	X3	X5	Y0	Y1	Y3	Y5	Z0	Z1	Z3	Z5
5,000万円	34	22	17	13	33	32	30	28	21	19	17	16	15	14	12	11	12	11	9	8
10,000万円	58	37	28	23	55	54	50	48	35	33	30	28	26	24	21	19	21	19	15	13
20,000万円	101	65	49	40	97	93	88	84	61	58	52	48	45	42	36	32	36	33	27	23
30,000万円	129	83	63	51	124	120	112	108	78	74	66	62	58	54	46	41	46	42	34	30
40,000万円	157	101	77	62	151	146	137	131	95	90	81	75	71	65	56	51	56	51	42	36
50,000万円	185	119	90	73	178	172	161	155	112	106	95	88	83	77	66	60	66	60	49	43
100,000万円	270	174	132	107	260	251	235	225	163	154	139	129	121	112	97	87	97	88	72	62
200,000万円	372	239	181	147	358	346	324	310	225	213	191	178	167	155	133	120	133	121	99	85
300,000万円	474	305	231	187	456	440	412	395	287	271	243	226	213	197	169	152	169	154	126	109
500,000万円	576	370	280	228	554	535	501	480	348	329	295	275	258	239	206	185	206	187	153	132

### 2. 土木設計業務（単位：万円）

修正前 売上高	タイプ																			
	A0	B0	C0	D0	W0	W1	W3	W5	X0	X1	X3	X5	Y0	Y1	Y3	Y5	Z0	Z1	Z3	Z5
5,000万円	77	49	37	30	74	71	67	64	46	44	39	37	35	32	27	25	27	25	20	18
10,000万円	131	84	64	52	126	121	114	109	79	75	67	62	59	54	47	42	47	42	35	30
20,000万円	228	147	111	90	219	212	198	190	138	130	117	109	102	95	81	73	81	74	60	52
30,000万円	292	188	142	115	281	271	254	244	177	167	150	139	131	121	104	94	104	95	77	67
40,000万円	356	229	174	141	342	331	310	297	215	203	183	170	160	148	127	114	127	115	94	82
50,000万円	420	270	205	166	404	390	366	350	254	240	215	200	189	175	150	135	150	136	111	96
100,000万円	612	394	298	242	589	569	533	511	370	350	314	292	275	255	219	197	219	198	162	141
200,000万円	843	542	411	333	811	783	733	703	510	482	432	402	378	350	301	271	301	273	224	194
300,000万円	1073	690	523	424	1032	997	934	895	649	613	550	512	482	446	383	345	383	348	285	246
500,000万円	1304	838	635	516	1254	1211	1134	1088	788	745	669	622	585	542	466	419	466	422	346	299

### 3. 測量業務（単独で受託した測量業務）（単位：万円）

修正前 売上高	タイプ																			
	A0	B0	C0	D0	W0	W1	W3	W5	X0	X1	X3	X5	Y0	Y1	Y3	Y5	Z0	Z1	Z3	Z5
2,000万円	5.9	3.8	2.9	2.3	5.7	5.5	5.1	4.9	3.6	3.4	3.0	2.8	2.6	2.4	2.1	1.9	2.1	1.9	1.6	1.4
5,000万円	10.4	6.7	5.1	4.1	10.0	9.6	9.0	8.7	6.3	5.9	5.3	5.0	4.7	4.3	3.7	3.3	3.7	3.4	2.8	2.4
10,000万円	17.7	11.4	8.6	7.0	17.0	16.4	15.4	14.7	10.7	10.1	9.1	8.4	7.9	7.3	6.3	5.7	6.3	5.7	4.7	4.1

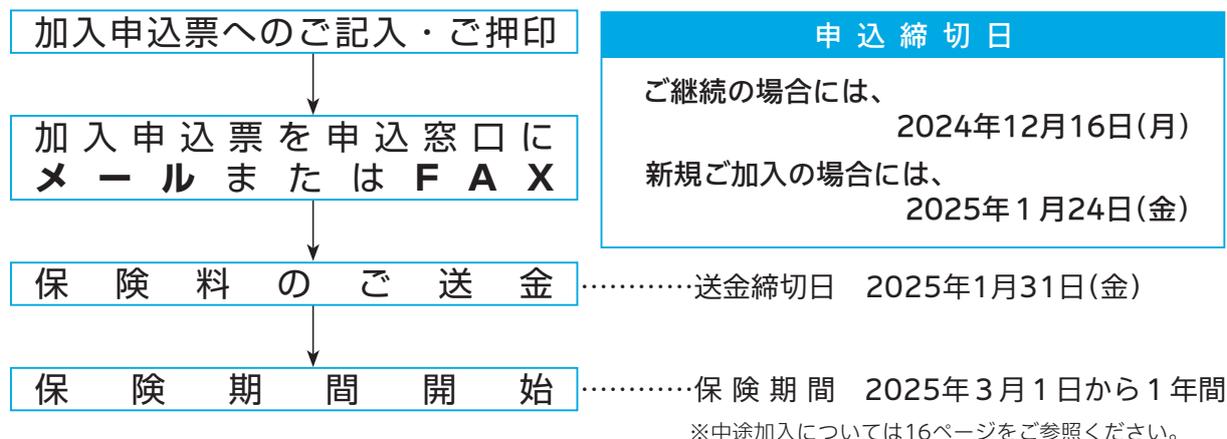
### 4. 補償コンサルタント業務（単位：万円）

修正前 売上高	タイプ																			
	A0	B0	C0	D0	W0	W1	W3	W5	X0	X1	X3	X5	Y0	Y1	Y3	Y5	Z0	Z1	Z3	Z5
2,000万円	14	8.8	6.7	5.4	13	13	12	11	8.3	7.8	7	6.6	6.1	5.7	4.9	4.4	4.9	4.4	3.6	3.2
5,000万円	24	16	19	9.6	23	23	21	20	15	14	12	12	11	10	8.7	7.8	8.7	7.9	6.4	5.6
10,000万円	41	26	20	16	40	38	36	34	25	24	21	20	18	17	15	13	15	13	11	9.5

(注) 上記1. および2. の表は「地質調査業務のみ加入」または「土木設計業務のみ加入」の場合の保険料であり、あくまでも保険料の目安を示したものです。両業務を行われている場合は合計売上高の修正の関係で、両業務の単純な合計よりも保険料が安くなります。

# お申込方法

お申込みの流れは次のとおりです。



## 加入申込票のご送付

加入申込票は下記の申込窓口(ジオ・ビジネスサービス)へご提出ください。

メールの場合

geo-info@zenchiren-geo.co.jp

FAXの場合

03-3518-4901

## ご記入にあたってのご注意

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下、同様とします。)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

## 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、年払(一括払)、月払(預金口座自動振替)のいずれかをご選択いただきます。

全地連事務局で加入企業からの加入申込票を確認のうえ、保険料を算出し、請求書及びお支払いに関する必要書類をご送付します。

### ①年払(一括払)

ご継続の場合・新規ご加入の場合いずれも銀行振込により、下記の指定口座に2025年1月31日(金)までにお振込ください。

### ②月払(預金口座振替)

・年間保険料を12回に均等分割してお支払いいただきます。(分割払による割増はありません。)

- ・口座振替の概要 (イ) 預金口座振替日 毎月22日(休日の場合は翌営業日)  
(ロ) 振替名義 りそな決済サービス(株)  
(ハ) 振替手数料 全地連全額負担  
(ニ) 預金口座振替払いに関する届出書(新規加入企業様のみ必要)

- ・払込方法 (イ) ご継続の場合  
2025年1月22日(水)より2025年度の月額保険料の引落を開始いたします。  
(ロ) 新規ご加入の場合  
2025年1月31日(金)までに月額保険料の2か月分を下記の指定口座にお振込ください。保険料引落開始は、2025年3月24日(月)となります。

<お支払いスケジュール例>

	1月	2月	3月	4月	5月～12月
ご継続	1回目引落し (1/22)	2回目引落し (2/25)	3回目引落し (3/24)	4回目引落し (4/22)	5回目～12回目
新規ご加入	1/31までに初回 2か月分を下記指定 口座にお振込		口座引落開始 3回目 (3/24)		毎月22日に 引落し

## 保険料のご送金先

銀行振込により、下記の指定口座にお振込ください。

銀行名 三菱UFJ銀行 本郷支店  
普通預金 口座番号 319462  
口座名 (社) 全国地質調査業協会連合会

## 中途加入手続

2025年3月1日以降、ご加入される場合の手続は次のとおりです。

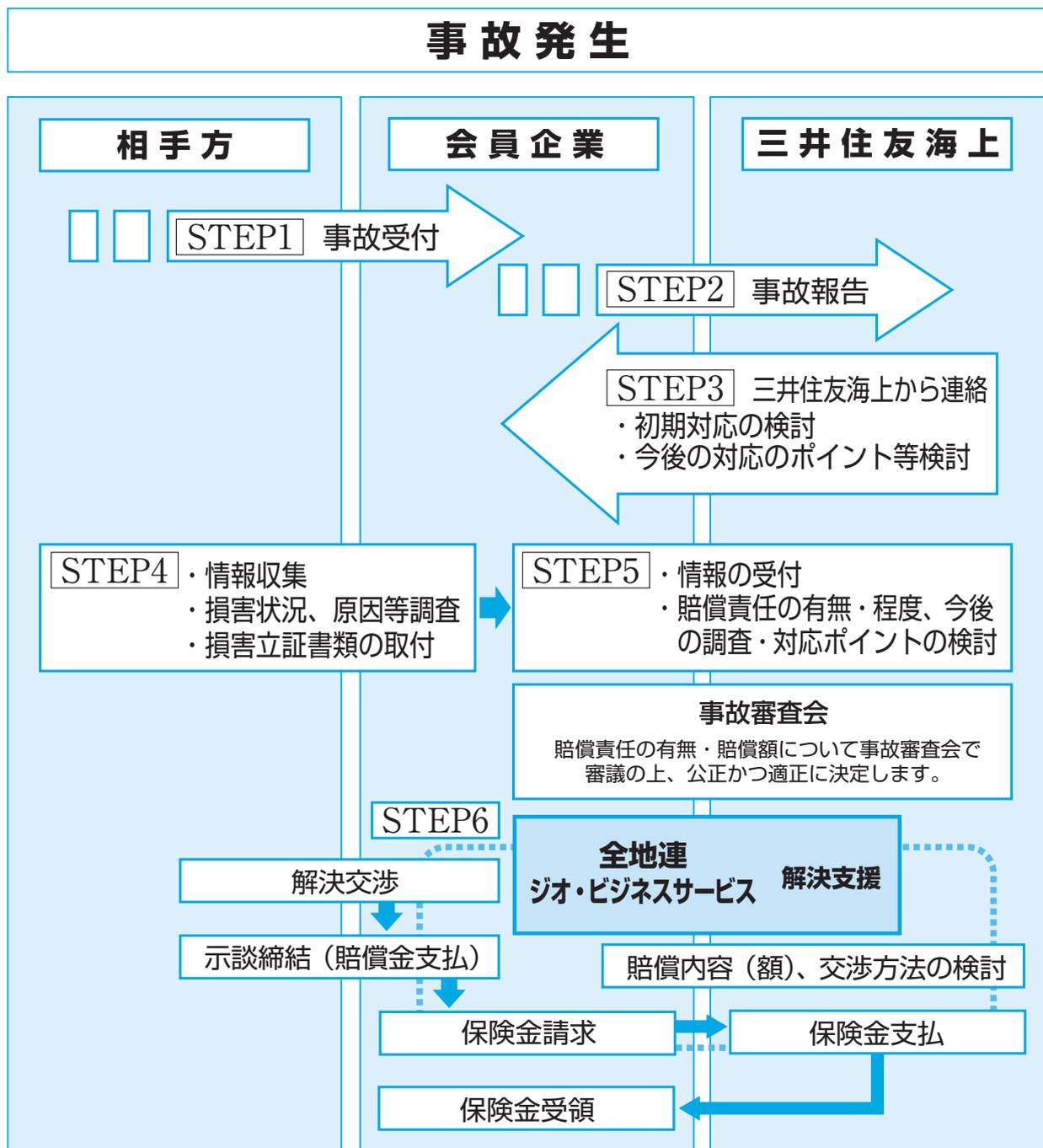
- ①中途加入の際、補償の開始時期は2025年4月1日以降の毎月1日(午前0時)付とし、2026年3月1日(午後4時)までが保険期間となります。
- ②中途加入保険料は、月割により算出します。(月割保険料×保険期間月数)
- ③加入申込票は毎月15日までに提出のうえ、一括払は毎月15日までに払込みを完了していただき、翌月1日が保険責任開始となります。
- ④月払口座振替の場合は、毎月15日までに加入申込票を提出のうえ、翌月22日に第1回目の振替をし、翌々月(午前0時)が保険責任開始となります。ただし、申込月の翌月1日より、保険責任開始を希望する場合は、2か月分の保険料を直接上記口座にお振込ください。

# 万一事故が発生したら… まずはご一報を!!

万一事故が発生した場合、三井住友海上・代理店(ジオ・ビジネスサービス)が事故の円満解決に向け会員企業様のバックアップを図って参ります。事故対応の流れ概要を以下のとおりまとめましたのでご参考までにご覧ください。

\*本概要は、一般的な流れをご説明したもので実際の事故の際には個々に異なったケースが発生しますが、その都度、三井住友海上・代理店(ジオ・ビジネスサービス)からサポートさせていただきます。

\*全地連は、三井住友海上・代理店(ジオ・ビジネスサービス)と共に、会員企業様への適切なアドバイス、相談の受付など、事故対応に際し協力援助を行っていきます。



# 〈事故対応のポイント〉

## STEP 1 事故受付

賠償事故の最も重要なポイントです。

- 貴社における事故対応窓口を集中し、電話のたらい回しや曖昧な対応を避けます。
- まず相手の主張に誠実に耳を傾け、その主旨・苦情の核心を的確に把握します。
- 相手との対応内容は必ず記録します。
- 事実確認ができない段階で安易な約束や責任を認める発言は控えます。

## STEP 2 事故連絡

被害者側から受けた事故連絡は、相手の主張、事業者側の事実認識・当面の対応等を所定の「事故報告書」(<https://zenchiren-geo.jp>)に記載し、直ちに三井住友海上またはジオ・ビジネスサービスへ連絡願います。三井住友海上で事故受付後ご契約内容の確認等を行います。

## STEP 3 三井住友海上 から連絡

STEP2の加入者からの事故報告受付後、三井住友海上事故担当から連絡の上、今後の対応についてご相談させていただきます。

## STEP 4 被害者側から の情報収集

賠償責任の有無や損害程度を把握するためには、正確な事実関係の把握に努めなければなりません。被害者を訪問し道義的な対応を実施いただくとともに、後日現場調査や状況聴取等を行うことがある旨申し入れます。相手方より損害を立証する書類（診断書や修理見積書等）を取り付けます。被害状況は写真などで記録します。一定以上の損害額や、事故の内容により三井住友海上が損害確認の必要性を認めた場合には、三井住友海上担当者や鑑定人、調査会社などが調査を実施します。  
\*実際の取付必要資料についてはSTEP3で事前に三井住友海上事故担当からご案内します。

## STEP 5 賠償責任検討

提出された損害立証書類や調査結果をもとに、加入者（被保険者）が負うべき法律上の損害賠償責任の範囲を検討し、責任の有無、示談の方針（提示する損害賠償額、過失相殺の主張等）、お支払いする予定の保険金をご案内します。  
\*この保険では、高度に専門的で複雑な業務が対象となりますので、公正かつ適正な解決を図るため、実務専門家・学識経験者で構成する「事故審査会」を設置し、責任の有無および範囲ならびに損害賠償額等について審査します。

## STEP 6 解決交渉 示談金の 支払い

弁護士以外の者が示談を代行することは自動車保険などの一部例外を除き法律で禁止されているため、示談は加入者自身で行っていただく必要があります。  
\*三井住友海上は示談交渉上のアドバイスをさせていただきます。  
 相手方と条件に折り合いがついた場合には示談書の取り交わしを行います。  
 万一交渉が難航したり、調停申立や提訴に移行する場合は、弁護士の紹介等を含めご支援させていただきます。なお、加入者自身で弁護士を選任する場合には、三井住友海上の事前の承認が必要となりますので、ご注意ください。

示談内容につき合意が成立した段階で、相手方へ損害賠償金をお支払いください。なお、示談書の取り交わしを行った場合には、賠償金の支払いに先立ち保険金請求をいただき、保険金を受領した後に相手方へ支払うことも可能です。

## ■損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ①損害賠償請求を最初に知った時の状況  
②申し立てられている行為 ③原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

## ■保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。  
※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。
  - (注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。
  - (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
  - (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## ご加入にあたっての留意事項

当制度は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会を保険契約者とし、その加入会員企業を被保険者(保険契約により補償を受けられる方)とする団体保険です。

- この保険(地質コンサルタント総合かし賠償補償制度をさします。以下同様です。)は一般社団法人全国地質調査業協会連合会が保険契約者となる団体契約です。
- この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人全国地質調査業協会連合会傘下の各協会の会員企業である場合に限りです。
- 申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、この書面に記載の事項につき被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください(<https://zenchiren-geo.jp>)。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は「共同保険に関する特約」に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
  - ・三井住友海上(幹事会社) ・損害保険ジャパン ・あいおいニッセイ同和損害保険
- 保険会社破綻時等の取扱い
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、団体契約の安定的な運用および事故の円滑な解決のため、加入者の保険金請求状況等を保険契約者(団体)、事故審査会および代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

2015年10月1日以降始期契約用  
建設コンサルタント賠償責任保険を  
ご加入いただくお客様へ  
**重要事項のご説明**

この書面では建設コンサルタント賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。  
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。)によって定まります。  
普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。  
申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。  
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

**契約概要のご説明**

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

**1. 商品の仕組みおよび引受条件等**

**(1)商品の仕組み**

保険の種類	商品の仕組み
建設コンサルタント賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 建設コンサルタント特別約款 + 土木設計業務特約(自動セット) + 地質調査業務特約(自動セット) + 測量業務特約(自動セット) + 補償コンサルタント業務特約(自動セット) + 建設コンサルタント追加特約(自動セット) + 保険料確定特約(自動セット) + 縮小支払特約(自動セット) + 環境汚染補償特約(任意セット) <sup>(注)</sup>

(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

**(2)補償内容**

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
建設コンサルタント賠償責任保険	加入申込票 <sup>(注)</sup> の「申込人」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

**(3)セットできる主な特約**

セットできる主な特約はパンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

**(4)保険期間**

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

**(5)支払限度額等**

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。

**2. 保険料**

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。  
(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

**3. 保険料の払込方法について**

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。

**4. 満期返れい金・契約者配当金**

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

**5. 解約返れい金の有無**

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。  
**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)  
加入申込票<sup>(注)</sup>に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。  
(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。  
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

#### (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。  
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)記載の方法により払い込んでください。パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

### 7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。

### 8. 取扱代理店の権限

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。

#### この保険商品に関するお問合わせは

取扱代理店

株式会社 ジオ・ビジネスサービス

〒101-0047

東京都千代田区内神田1丁目5-13 内神田TKビル3階

TEL:03-3518-4900 FAX:03-3518-4901

#### 保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)





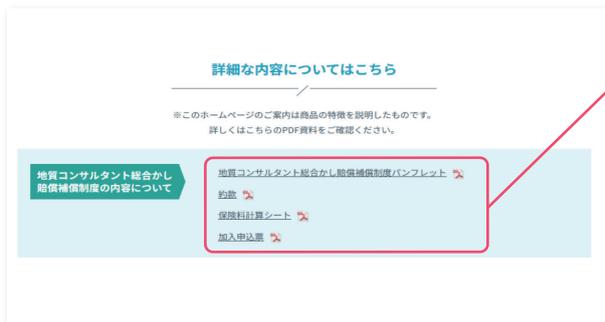
# 地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の「約款」や「事故報告書」は、株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページよりご参照ください。



■各種保険制度の内容をわかりやすくご説明、WEBで簡単にお見積依頼・資料請求可能！

■万が一事故にあわれた際は、WEBからも事故報告できます！

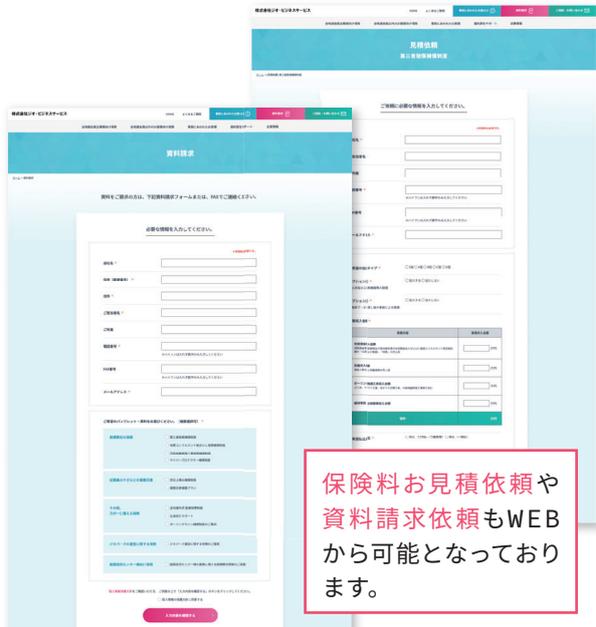
■今まで開催したWEBセミナー等、福利厚生お役立ち情報を掲載！



各保険の詳細ページには、パンフレットや約款※、加入申込票を掲載！  
困った時にすぐ、ご参照いただけます。  
※加入者証「備考欄」記載の6ケタを入力してください。



事故の際の連絡先情報や事故報告書も掲載！



保険料お見積依頼や資料請求依頼もWEBから可能となっております。

株式会社ジオ・ビジネスサービス  
ホームページ

<https://zenchiren-geo.jp>

二次元コードで読み取る場合はこちらから▶



# 全地連の保険制度のご紹介

全地連では会員企業の皆さまに以下の制度をご用意しております。  
いずれも地質調査業者専用に企画された専用商品で、充実した補償内容となっておりますのでご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。  
なお、制度の詳細につきましては、全地連のホームページ (<https://www.zenchiren.or.jp>) または  
ジオ・ビジネスサービスのホームページ (<https://zenchiren-geo.jp>) をご覧ください。

～現場調査・工事に係る  
賠償責任の補償～  
**第三者賠償補償制度**  
汚染地盤修復工事賠償補償制度

～報告書、設計書の瑕疵に係る  
賠償責任の補償～  
**地質コンサルタント総合か  
賠償補償制度**

～サイバーリスクに係る  
賠償責任の補償～  
**サイバープロテクター  
補償制度**

～労働災害時の補償～  
**労災上積み補償制度**  
業務災害補償プラン

～ボーリングマシンの  
損害を補償～  
**ボーリングマシン  
補償制度**

～病気、ケガによる死亡保障～  
**死亡保障制度**  
～病気、ケガによる入院保障～  
**医療保障制度**

～長期の就業障害に備える～  
**生涯収入サポート**

## 本制度のお問合わせ先

### 制度運営

一般社団法人 **全国地質調査業協会連合会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876

### 保険取扱代理店

**株式会社ジオ・ビジネスサービス** (全地連直属代理店)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-4900 FAX 03-3518-4901

E-mail: [geo-info@zenchiren-geo.co.jp](mailto:geo-info@zenchiren-geo.co.jp)

<https://zenchiren-geo.jp>

### 引受保険会社 幹事会社

**三井住友海上火災保険株式会社** 公務第一部  
営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-6681 FAX 03-3259-7213

### 非幹事会社

損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社